

議案第63号

杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例

杉並区立社会教育センター条例（昭和63年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（休館日及び開館時間）

第4条 センターの休館日及び開館時間は、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。

第7条から第9条までを次のように改める。

（利用料金等）

第7条 第5条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者（第15条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）に利用料金を使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、教育委員会規則で定めるところによる。

2 センターの施設及びその利用料金は、別表のとおりとする。

3 センターの備付器具及びその利用料金は、教育委員会規則で定める。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第8条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

（利用料金の不還付）

第9条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

第10条中「第5条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）」

を「使用者」に改める。

第11条中「一に」を「いずれかに」に、「又は使用を制限し、若しくは停止する」を「使用を停止し、又は使用条件を変更する」に改める。

第15条を第22条とし、第14条の次に次の7条を加える。

(指定管理者による管理)

第15条 教育委員会は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

(1) 第5条の規定により、センターの施設等の使用を承認すること又は第6条の規定により、同条各号のいずれかに該当すると認めるときに、使用を承認しないこと。

(2) 第11条の規定により、同条第2号若しくは第3号に該当するとき、使用者が使用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認めるときに、センターの施設等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用条件を変更すること。

(3) センターの施設、備付器具等の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(管理の業務を行うことができない法人等)

第16条 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「無限責任社員等」という。）となつている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等となつている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。）は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が

無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

(指定管理者の指定)

第17条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、教育委員会規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

(2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

(3) センターの効用を最大限に発揮するとともに、生涯にわたる学習の機会と場を提供し、社会教育の充実を図ることができること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第18条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。

(2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、教育委員会が臨時にセンターの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育委員会は、別表及

び第7条第3項の規定により教育委員会規則で定める額の範囲内において、教育委員会が定める使用料を徴収する。

- 3 前項の場合にあつては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者（第15条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）に利用料金」とあるのは「教育委員会に使用料」と、第8条及び第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の告示)

第19条 教育委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、教育委員会規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(協定の締結)

第21条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- (2) 個人情報の取扱いその他のセンターの管理の基準に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項

別表中「使用料」を「利用料金」に改め、同表(2)中

第1和室（舞台を使用する場合）	1,600円	1,000円	1,000円		400円
第1和室（舞台を使用しない場合）	800円	500円	500円		200円
第2和室	1,700円	1,100円	1,100円		400円

を

視聴覚室	3,900円	2,600円	2,600円		900円
展示室（展示使用）				15,000円	
展示室（集会使用）	7,000円	4,600円	4,600円		1,700円

第1和室	1,700円	1,100円	1,100円		400円
講座室	3,900円	2,600円	2,600円		900円
展示室（展示使用）				12,000円	
展示室（集会使用）	6,000円	4,000円	4,000円		1,500円

に改

める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和5年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項から附則第4項までの規定 公布の日
  - (2) 第4条及び第11条の改正規定、第15条を第22条とし、第14条の次に7条を加える改正規定（第18条第2項及び第3項に係る部分を除く。）並びに附則第5項の規定 令和5年4月1日
- 2 この条例による改正後の杉並区立社会教育センター条例第15条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、前項第2号に掲げる規定の施行の日前においても同条例第15条から第19条まで（第18条第2項及び第3項を除く。）及び第21条の規定の例により行うことができる。
- 3 この条例による改正後の杉並区立社会教育センター条例第5条及び第12条の規定による承認、同条例第7条の規定による利用料金の納付その他のこの条例の施行の日以後の使用に関し必要な行為は、同日前においても同条例第5条から第12条まで並びに第18条第2項及び第3項の規定の例により行うことができる。
- 4 この条例による改正後の杉並区立社会教育センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用する。
- 5 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に杉並区教育委員会に対して行わ

れたこの条例による改正後の杉並区立社会教育センター条例別表に規定する杉並区立社会教育センターの施設の使用の申請その他の行為又は杉並区教育委員会が行った当該施設の使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

6 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「土地又は」を削り、「第1項第1号及び第3号」を「第1項第3号」に改める。

別表第4 杉並区立社会教育センター駐車場の項を削る。

（提案理由）

社会教育センターに係る指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲等を定める等の必要がある。

## 杉並区立社会教育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(休館日及び開館時間)</u></p>	<p><u>第4条 削除</u></p>
<p><u>第4条 センターの休館日及び開館時間は、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。</u></p>	
<p><u>(利用料金等)</u></p>	<p><u>(使用料等)</u></p>
<p><u>第7条 第5条の規定により承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、指定管理者（第15条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）に利用料金を使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難い場合は、教育委員会規則で定めるところによる。</u></p>	<p><u>第7条 センターの施設及びその使用料は、別表のとおりとする。</u></p> <p><u>2 備付器具の使用料は、杉並区教育委員会規則（以下「教育委員会規則」という。）で定める。</u></p> <p><u>3 使用料は、使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難い場合は、教育委員会規則で定めるところによる。</u></p>
<p><u>2 センターの施設及びその利用料金は、別表のとおりとする。</u></p>	
<p><u>3 センターの備付器具及びその利用料金は、教育委員会規則で定める。</u></p>	
<p><u>4 利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p>	
<p><u>(利用料金の減免)</u></p>	<p><u>(使用料の減免)</u></p>
<p><u>第8条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p><u>第8条 教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>
<p><u>(利用料金の不還付)</u></p>	<p><u>(使用料の不還付)</u></p>

第9条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 使用者

は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。

(1)～(4) 略

(指定管理者による管理)

第15条 教育委員会は、センターの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、センターの管理の業務のうち次に掲げるもの(以下「管理の業務」という。)を行わせることができる。

(1) 第5条の規定により、センターの施設等の使用を承認すること又は第6条の規定により、同条各号のい

第9条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、教育委員会は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第10条 第5条の規定により承認を受けた者(以下「使用者」という。)

は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用承認の取消し等)

第11条 教育委員会は、次の各号の一に\_\_\_\_\_該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止する\_\_\_\_\_ことができる。

(1)～(4) 略

ずれかに該当すると認めたときに、  
使用を承認しないこと。

(2) 第11条の規定により、同条第  
2号若しくは第3号に該当すると  
き、使用者が使用の目的若しくは指  
定管理者の指示に違反したとき、又  
は指定管理者が特に必要と認めたと  
きに、センターの施設等の使用の承  
認を取り消し、使用を停止し、又は  
使用条件を変更すること。

(3) センターの施設、備付器具等の  
維持管理（大規模の修繕を除く。）  
に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、教  
育委員会が必要と認める業務  
(管理の業務を行うことができない法人  
等)

第16条 区議会議員が無限責任社員、  
取締役、執行役若しくは監査役又はこ  
れらに準ずべき者、支配人及び清算人  
(以下この条において「無限責任社員  
等」という。)となつている法人その  
他の団体は、指定管理者として管理の  
業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等と  
なつている法人その他の団体（区が資  
本金、基本金その他これらに準ずるも  
のの2分の1以上を出資しているもの  
を除く。次項において同じ。）は、指

定管理者として管理の業務を行うことができない。

- 3 教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となつている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

(指定管理者の指定)

第17条 教育委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、教育委員会規則で定める方法によるものとする。

- 2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会に申請しなければならない。

- 3 教育委員会は、前項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

(1) 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

(2) 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

(3) センターの効用を最大限に発揮するとともに、生涯にわたる学習の機会と場を提供し、社会教育の充実を図ることができること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める基準

(指定管理者の指定の取消し等)

第18条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 管理の業務又は経理の状況に関する教育委員会の指示に従わないとき。

(2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、教育委員会が臨時にセンターの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、教育

委員会は、別表及び第7条第3項の規定により教育委員会規則で定める額の範囲内において、教育委員会が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合にあつては、第7条第1項、第8条及び第9条の規定を準用する。この場合において、第7条第1項中「指定管理者（第15条に規定する指定管理者をいう。以下この条から第9条までにおいて同じ。）に利用料金」とあるのは「教育委員会に使用料」と、第8条及び第9条中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、別表中「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

(指定管理者の告示)

第19条 教育委員会は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、教育委員会規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書

を作成し、教育委員会に提出しなければならぬ。

(協定の締結)

第21条 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

(1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項

(2) 個人情報の取扱いその他のセンターの管理の基準に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理に関し必要な事項

(委任)

第22条 略

(委任)

第15条 略

附則第6項による改正（杉並区行政財産使用料条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 駐車する目的で_____建物の一部を使用させる場合の使用料は、<u>第1項第3号</u>_____の規定にかかわらず、別表第4に定めるところによる。</p>	<p>(使用料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 駐車する目的で<u>土地又は</u>建物の一部を使用させる場合の使用料は、<u>第1項第1号及び第3号</u>の規定にかかわらず、別表第4に定めるところによる。</p>